

法 正 税 改

平成20年から変わります

平成19年度から身近な行政サービスを充実するため、国から地方へ税源が移譲されました。この税源移譲やこれまでの制度の見直しに伴い、税法が一部改正されています。税法改正により、住民税がどのように変わるのかお知らせします。

1 住宅ローン控除(住宅借入金等特別控除)は、昨年度まで所得税のみに適用される税額控除でしたが、税源移譲により所得税額が減った結果、住宅ローン控除限度額を控除しきれなくなる場合があります。そこで税源移譲前後の税負担が変わらないように、平成20年から28年度までは所得税で控除しきれない額を住民税から控除することになりました

【図1】住宅ローン控除の適用を受けるためには、毎年申告が必要ですのでご注意ください。

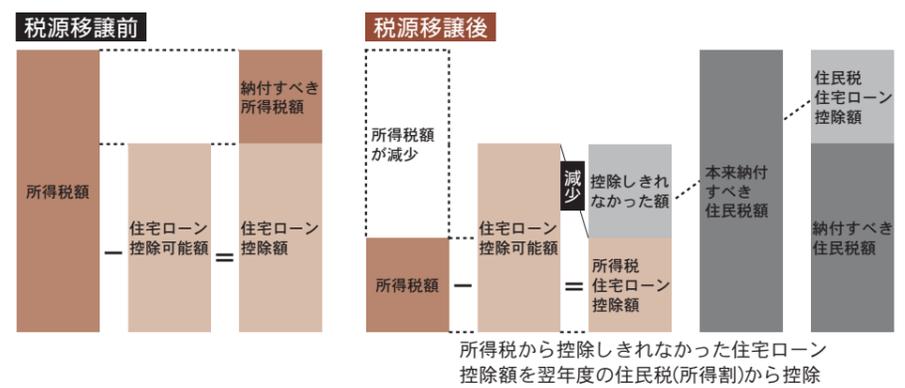
◆**対象者**
平成11年から18年までに入居し、すでに住宅ローン控除を受け、税源移譲により所得税額が減った結果、住宅ローン控除額が所得税より大きくなり、控除しきれなくなった人。

◆**申告方法**
「住宅借入金等特別税額控除申告書」を申告方法に合わせ提出してください。

◆**申告期限**
19年度の申告期限は20年3月17日までです。

また、19年以降入居した住宅について、所得税で住宅ローン控除制度の特例(従来どおり10年間の控除と、控除率を引き下げて15年間控除のどちらかを選択)が設けられました。詳しくは佐沼税務署(☎0220(22)2501)へ問い合わせください。

【図1】住宅ローン控除の改正イメージ



住宅ローン控除モデルケース (夫婦+子ども2人 給与収入700万円の場合)

税源移譲前	税 額	住宅ローン控除額	負 担 額
所得税	263,000円	263,000円	0円
住民税	196,000円	0円	196,000円
合 計	459,000円	263,000円	196,000円

申告しないと

税源移譲後	税 額	住宅ローン控除額	負 担 額
所得税	165,500円	165,500円	0円
住民税	293,500円	0円	293,500円
合 計	459,000円	165,500円	293,500円

控除額が減少し、負担が増加する

申告すると

税源移譲後	税 額	住宅ローン控除額	負 担 額
所得税	165,500円	165,500円	0円
住民税	293,500円	97,500円	196,000円
合 計	459,000円	263,000円	196,000円

住民税(所得割)から控除し、負担は変わらない

2 税源移譲により、ほとんどの人は所得税が減り、その分住民税が増えていきます。しかし、18年分の所得税が課され、退職などにより所得がなくなり、19年分の所得税が課されなくなった人は、19年度住民税のみが増額となります。その場合、一定の要件を満たす人は、減額申告書を市に提出することで、納付

◆**申告期間**
20年7月1日から31日まで

◆**申告書提出先**
総務部税務課または各総合支所地域生活課

3 65歳以上の人(昭和15年1月2日以前生まれ)に適用されていた非課税措置が、18年度課税分以降廃止されました。急激な税負担を軽減する経過措置として、18年度は税額の3分の2、19年度は税額の3分の1が軽減されていました。20年度から経過措置がなくなり、全額課税となります

◆**申告期間**
20年7月1日から31日まで

◆**申告書提出先**
総務部税務課または各総合支所地域生活課

4 19年分以降の所得税および20年度以降の住民税から、従来の損害保険料控除が廃止され、地震保険料控除が創設されます。ただし、経過措置として、18年12月31日までに結んだ長期損害保険契約は、従来の損害保険料控除と同額の控除を受けられます。不明な点などについては、総務部税務課市民税係(☎0220(22)2163)へ問い合わせください。

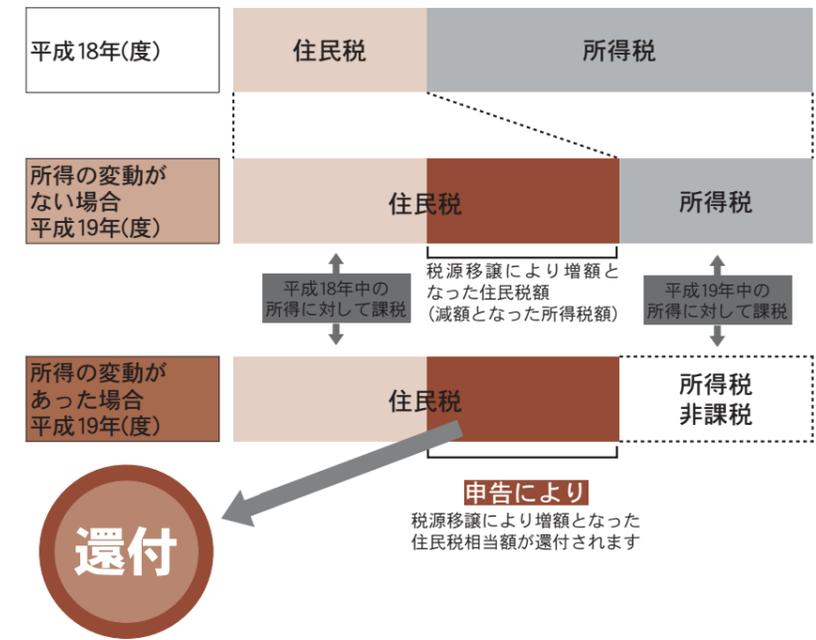
平成20年度の償却資産の申告時期が近づいてきました。事業で使われる償却資産を所有している個人、事業所の皆さんは、賦課期日(20年1月1日)現在の償却資産申告書を、20年1月31日までに提出してください。

課税の対象となる償却資産は、土地および家屋以外の事業で使用される資産(構築物、機械および装置、車両および運搬具、工具・器具および備品など)です。

早めの申告をお願いします。

【問い合わせ】
総務部税務課 固定資産税係
☎0220(22)2163
各総合支所地域生活課

【図2】所得変動税額措置イメージ



【図3】住民税の老年者非課税措置廃止の経過

年度	対象者	課税率
平成17年度	合計所得金額125万円以下の人	非課税
平成18年度	老年者非課税措置の廃止 税額の2/3を減額	課税は1/3
平成19年度	老年者非課税措置の廃止 税額の1/3を減額	課税は2/3
平成20年度～	経過措置の廃止	全額課税

【図4】地震保険料控除が創設されました

●損害保険料控除 平成19年度課税分まで		●地震保険料控除 平成20年度課税分から	
控除内容	控除限度額	控除内容	控除限度額
長期損害保険 (保険期間が10年以上)	10,000円	地震保険料契約に関する保険料の1/2	25,000円
短期損害保険 (長期損保契約該当以外)	2,000円	長期損害保険 (保険期間が10年以上)	10,000円
長期損害保険と短期損害保険の両方	10,000円	地震保険料と長期損害保険の両方	25,000円

※経過措置として、平成18年12月31日までに結んだ長期損保契約は、これまでの損害保険料控除が適用されます